2020年度

予算編成に対する

要　望　書

日本共産党 姫路市会議員団

2019年１２月２日

姫路市長　清元　秀泰　様

日本共産党姫路市会議員団
団長　　谷川　真由美

２０２０年度予算編成に対する要望書

内閣府が発表した今年４月から６月期の国内総生産(GDP)改定値は、物価上昇分を差し引いた実質成長率が前期(１～３月期)に比べ０．3%のプラスで、消費の低調さや所得の低迷を改めて示しました。また、６月の家計調査報告書では実質消費支出は５月の前月比５．５％増から一転して２．８％の減となりました毎月勤労統計調査でも、７月の実質賃金は前年に比べ０．９％低下し、今年に入って７カ月連続のマイナスです。

これは、安倍政権が強行した２０１４年４月の消費税増税以来の消費の不振が続くうえに、米中貿易紛争などの影響を受けた輸出の低迷によるものです。また、個人消費が上向かないのは、安倍政権の経済政策では、大企業や富裕層がうるおうだけで、庶民の暮らしにその「恩恵」が回らないからです。１０月からの消費税増税で、ますます格差と貧困の拡大は深刻です。

２０２０年度政府予算案の概算要求が８月末出そろいましたが、要求総額は過去最大の１０５兆円前後で、消費税増税による「経済対策」などの予算が追加されれば、さらに膨らむ可能性があります。防衛省が決定した軍事費は、今年度当初予算より６４８億円多く、過去最大になりました。

一方、社会保障を所管する厚生労働省の要求は、今年度当初予算から６５９３億円増となりましたが、その中身は国民生活を支えるには不十分です。今後の査定では、「自然増」をさらにカットするとしています。

そのため、地方自治体の予算編成としては、市民生活の安定・向上を目指すことが求められています。「２０４０構想」など、人口減少化社会に向けて、スマート自治体への転換が強調されていますが、憲法が保障する地方自治体の本旨からかけ離れており、自治体の自主・自律的な運営・管理を尊重しようとする視点に欠けています。

政府が進めようとしている地域再編の方向ではなく、市民生活の防波堤として、住民福祉の一層の向上に軸足を置いた予算編成となることを求め、ここに要望します。

目　　次

総務委員会

市長公室・・・・・・・・・3
総　務　局・・・・・・・・・5
財　政　局・・・・・・・・・7
消　防　局・・・・・・・・・8
選挙管理委員会・・・・・・・9

厚生委員会

市　民　局・・・・・・・・・10
健康福祉局・・・・・・・・・12

経済観光委員会

産　業　局・・・・・・・・・16
環　境　局・・・・・・・・・18
観光交流局・・・・・・・・・20

建設委員会

都　市　局・・・・・・・・・21
建　設　局・・・・・・・・・23
都市拠点整備本部・・・・・25
下水道局・・・・・・・・・・26
水　道　局・・・・・・・・・27

文教・子育て委員会

教育育委員会・・・・・・・・28
こども育成部・・・・・・・・31

総務委員会

市長公室

＜重点項目＞

1　憲法を遵守し、市民の生存権を守り抜くことは、地方自治体の使命である。世界に誇る憲法９条を守り、戦争する国づくりを進める安保法制や共謀罪法の廃止を国に求めること。

2　新たな「姫路市総合計画」の策定にあたっては市民参画・情報公開のもと、丁寧な議論で進めること。

3　播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの改訂にあたっては行政サービスを後退させず、団体自治、住民自治を守ること。

4　非核平和宣言都市・平和首長会議加盟の自治体として、核兵器禁止条約に署名するよう国に求めるとともに、平和行政をさらに推進すること。

5　市長公室内には、市の最優先課題を推進するチームをおくこと。

6　避難所開設にあたっては「姫路市避難所運営のポイント」をいかし、誰もが尊厳ある避難所生活が送れるようにすること。

◆◆◆◆◆

1　市内各地域で市長と市民が直接対話できる行政懇談会を開催すること。

2　道州制につながる地方創生ではなく、住民生活を支援する地方再生を進めること。

3　「姫路市まちづくりと自治の基本条例」をいかし、住民自治のまちづくりを進めること。

4　姫路城ミュージアムについては市民的論議を行い、情報公開すること。

5　姫路市出身の大学生を対象にした新たな給付型奨学金制度を創設すること。

6　災害等危機発生に対しては、市民の安全・安心を守るために危機管理マニュアルに従って迅速な対応を行い、情報伝達手段の改善を図ること。

7　最新の地震被害・風水害想定に基づき、姫路市地域防災計画の見直しを進めること。

①　防災意識向上のため、啓発活動を充実し、推進すること。

②　町別単位の「ハザードマップ」を住民参加で作成すること。

③　一時緊急避難所のバリアフリー化の徹底と体育館へのエアコンの設置を推進すること。

④　防災会議の女性委員比率を高めること。

8　土砂災害警戒区域内にある避難所を見直すこと。花崗岩地域（青山・飾東）の土質調査を行い、必要な情報を住民に周知すること。

9　水門、防潮堤などの安全、機能の点検を含む防災体制を強化すること。また、災害時には早期に被害状況を把握し、他局と連携し改善対策を図ること。

10　山崎断層をはじめ、西播磨の活断層の系統的な調査を国・県に強く働きかけること。また、関係機関に情報公開を求めること。

総　務　局

＜重点項目＞

1　あらたな「行財政改革プラン」の策定にあたっては、住民サービスの切り捨てではなく、憲法が定める「地方自治の本旨」に基づき、真に住民本位のプランにすること。

2　「公共施設等総合管理計画」を進めるにあたっては、住民意見を尊重し、サービスの低下を招かないこと。

3　あらたな「定員適正化計画」の策定にあたっては、事務量に見合った正規職員の配置を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進すること。

4　非正規職員の時間給はただちに1000円以上に引き上げ、1500円を目指し、待遇改善を図ること。

5　「姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例」の認知度を上げ、適切な研修を行い、不祥事の根絶を図るとともに職務の専門性を高めること。

6　「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、女性管理職の積極的登用及び男性職員の育児休業取得率向上など、人事・研修を通じて庁内の男女共同参画を推進すること。

7　自治体業務のＡＩ化やビッグデータの活用にあたっては情報公開・説明責任を果たすとともに、ていねいな議論を行うこと。

◆◆◆◆◆

1　「会計年度任用職員制度」の実施にあたっては、正規職員の代替にしないこと。また安易なアウトソーシングの導入は行わないこと。

2　職員定数の完全充足を図り、長期出張者・休職者の代替配置を行うなど職員の労働強化や市民サービス低下にならないよう措置を講じること。また、職員の月80時間を超えるような時間外勤務を根絶すること。

3　社会福祉事業団などの外郭団体職員の労働条件を改善すること。

4　監査委員による監査や包括外部監査の結果を尊重し、積極的な事務改善に取り組むこと。

5　公益通報制度の認知度を上げ、有効活用を図るとともに、必要な権限をもつオンブズパーソン（行政監視員）制度を新設すること。

6　指定管理者制度導入については、公共性、専門性、継続性やサービス水準確保、会計の透明性など、十分に配慮して対応すること。また、教育部門には導入しないこと。

7　マイナンバー制度については、３分野事業以外には拡大しないこと。また職員のマイナンバーカード取得を強制しないこと。あわせて市民の個人情報については厳格な管理を行い、情報流出を防ぐこと。

財　政　局

＜重点項目＞

1　予算編成にあたっては「環境・福祉・教育」型の成熟社会にふさわしい予算編成を行うこと。あわせてこれまでの大企業呼び込み型ではなく地域経済活性化を推進する予算編成に努めること。

2　談合・不正を生まない入札制度にするため、総合評価制度の導入や地元中小企業優先の条件付き一般競争入札など、民主的で公平・透明な入札制度を推進すること。

3　市発注の公共工事や業務委託などの「公契約」に携わる労働者については、「公契約条例」を制定し、下請け、孫請けを問わず、適切な賃金を確保すること。あわせて国に対しても、「公契約法」の制定を求めること。

◆◆◆◆◆

1　白色申告であっても家族従業員の給料が経費と認められるよう、所得税法56条の廃止を国に求めること。

2　工事技術検査室の体制を充実させ、関係課に対して正しい設計積算が行われるよう指導強化を図ること。

3　公共工事については市内の中小業者への優先発注、分離・分割発注により、発注金額比率の一層の向上をめざすこと。

消　防　局

＜重点項目＞

1　姫路市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化を図ること。

2　消防職員の配置にあたっては、国基準を確保すること。とりわけ、化学的な専門職員の増員を図ること。

◆◆◆◆◆

1　消防庁舎の改修にあたっては、女性専用施設の整備やバリアフリー化を進めること。

2　救急搬送体制の改善強化を図ること。

3　救急車の適正利用を図るため、市民啓発を推進すること。

4　姫路臨海地区特別防災区域を抱える自治体として、それにふさわしい消防業務体制を確立するとともに、必要な職員研修を行うこと。

5　震災時の即応体制を確立するため、耐震性地下水槽の設置をさらに計画的に進めること。

6　消防団については、行事等の見直しや、さらなる報酬・手当の見直しを行い、消防団員の充足率を上げるとともに女性消防団員の増員を図ること。

選挙管理委員会

1　投票所の設置にあたっては、バリアフリー化を図り、箇所数を増やすこと。また、期日前投票の場所と日数についても拡充すること。

2　選挙の投票率をあげるため、積極的に啓発活動を行うこと。

とりわけ、18歳・19歳の有権者に対しては、学校等の協力を得て啓発を行うこと。

3　複数の選挙が同時に行われる場合には、県の通達に基づき、期日前投票を含め、投票は選挙の種類ごと、個別に行うこと。

4　選挙管理委員会の事務局職員は定数を守り、増員を図ること。

厚生委員会

市　民　局

＜重点項目＞

1　「姫路市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画を積極的に推進すること。特に、附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の 10 分の４以上となるよう努めること。

2　地区総合センター・集会所を廃止すること。また、「部落差別解消推進法」に基づく新たな施策の実施や条例制定を行わないこと。

3　国民健康保険制度については保険料のさらなる引き下げのため、激変緩和措置の継続と拡充を国に求めること。

あわせて、保険料の平準化を行わないよう県に求めること。

4　自衛官適齢者名簿の提供は中止すること。

◆◆◆◆◆

1　年齢で差別する「後期高齢者医療制度」の廃止と、70～74 歳の医療費窓口負担を１割に戻すよう、国に求めること。

2　特定健診のガン検診も含めて検診項目を増やし、受診率向上を図ること。

3　国民健康保険制度については以下のことに取り組むこと。

①　こどもの医療費無料化にともない、国庫負担の減額を課すペナルティの完全撤廃を国に求めること。

②　一般会計からの繰り入れと、基金の取り崩しで保険料の引き下げを図ること。

③　国保料の滞納者に対する短期証・資格証明書の発行をやめ、全ての被保険者の手元に保険証を届けること。

④　国保運営協議会の委員の選出にあたっては広く意見を聞くために、公募の人数を増やし、国保被保険者の比率が高い団体の代表を加えること。

⑤　国保料の減免制度を一層拡充し、国保の「一部負担金減免制度」の周知徹底と運用改善を図ること。

4　国民年金保険料の引き上げや支給開始年齢引き上げなどの制度改悪をやめ、最低保障年金制度の創設を国に求めること。

5　国民年金免除対象者に対し、免除申請の広報・周知を図り、無年金者をなくすよう努めること。

6　市民会館・市民センター等の老朽化した机・椅子等の備品については順次新しいものと交換すること。

7　マイナンバー制度については、職員も含め市民へのカード作成・利用強制は行わないこと。

8　人権教育・啓発については、女性・こども・障害のある人など、あらゆる人権尊重の視点を大切にし、「同和問題」を特別扱いしないこと。

健康福祉局

＜重点項目＞

1　市のこども医療費助成制度において所得制限の撤廃と高校卒業までの医療費無料化を図ること。国に対しては、こども医療費無料化を国の事業として行うよう求めること。

2　新県立病院の整備にあたっては、姫路を含む医療圏域が抱える医療課題にしっかり対応できる拠点病院にするよう県に求めること。また、市南西部の医療体制を後退させないこと。あわせて、進捗状況に応じて市民への情報公開・説明責任を果たすこと。

3　イベントゾーンでの医療系高等教育・研究機関については、情報公開・説明責任を果たすこと。

4　姫路市として医療計画を策定し、地域医療・救急医療・僻地医療など行政の責任を果たすこと。

5　高齢者バス等優待乗車制度においては、介護度に関係なくタクシーも選択肢に加えること。

6　生活保護の申請については、憲法に基づく適正な対応を行い、国庫負担率堅持を求めること。

7　ひきこもり相談の専門窓口を設置すること。

◆◆◆◆◆

1　「障害者総合支援法」については、国と訴訟団との「基本合意」や「障害者制度改革推進会議の骨格提言」をいかし、障害者本人や家族の願いを反映させる見直しを国に求めること。

2　配偶者暴力相談支援センターの周知を図り、被害者の救済と自立支援のためワンストップで関係機関との連携を行うこと。また、加害者更生のための取り組みを国に求めること。

3　総合福祉会館の相談窓口のなおいっそうの広報・周知を図ること。

4　休日・夜間急病センターの医師・看護師の待遇改善を図るなど、人員体制を強化すること。

5　家島診療所の医師確保を行い、複数体制にすること。

6　妊婦健康診査費助成制度については、さらなる拡充を図り、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進すること。

7　増加する豪雨災害にともない、災害見舞金等については周知徹底を図るとともに床上浸水の支給額を引き上げるなど、拡充すること。

8　保健所機能の充実を図るとともに、保健師等専門職の増員を行い、市民の健康相談・健康指導など保健サービスを充実させること。

9　はり・きゅう・マッサージの無料制度を拡充し、周知徹底すること。

10　障害者差別解消法に基づき、姫路市手話言語条例や、職員対応要領をいかし、市民啓発を推進すること。

11　障害者については、65 歳以上になっても障害者総合支援法を優先させること。

12　障害者の訪問入浴サービスにおいては、事業所開設者を確保し、利用回数を拡充すること。

13　重度心身障害者を対象とした生活介護事業を市内東部・南部においても展開できるよう支援すること。

14　障害者の緊急一時保護のため、市内の入所施設において、身体・知的とも量的確保を行うこと。

15　障害者の補装具購入の申請において、本人の顔写真添付はやめること。

16　各地域支援協議会の要援護者台帳については、更新・整備を行い、災害時には活用できるよう各関係機関との連携を図ること。

17　福祉避難所の広報・周知を徹底させるとともに、指定施設を拡充すること。

18　介護保険制度について、次の事項を国に求めること。

①　国庫負担割合を現在の四分の一から、制度発足前の二分の一に引き上げ、低所得者への減免制度を拡充すること。

②　保険料徴収年令の引き下げと利用料金の引き上げは行わないこと。

③　特養ホームなどへの補助金引き下げをやめ、必要に応じて施設建設を行うこと。

④　介護報酬の適切な引き上げによって、介護労働者の労働条件の改善を図ること

⑤　軽度介護保険者の保険給付はずしは行わないこと。

19　介護保険事業推進にあたって、次の措置をとること。

①　保険料は低所得者に配慮して減免・軽減制度の拡充を図ること。

②　介護認定にあたっては、高齢者の生活実態を正しく反映し、認定を素早く行うこと。

③　第７期計画に基づき、特養ホーム・小規模多機能・グループホームなど施設の整備を推進すること。

④　第７期計画に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護などのサービスを確保すること。

⑤　ペナルティによる利用制限の対象者には、特別対策をとり、利用制限がないよう改善を図ること。

⑥　住民の立場に立った公正、公平な事業推進のために、オンブズパーソン制導入など、第三者機関によるチェック体制を強めること。

⑦　食費・居住費の全額自己負担制度に関して、市独自の負担額軽減制度を拡充すること。

20　在宅高齢者介護手当は堅持すること。

21　「成年後見制度」は助成制度を拡充し、市長申し立てなど、利用しやすくすること。

22　障害児の豊かな放課後と保護者の就労支援のために、放課後デイサービス・タイムケア事業等のさらなる拡充を行うこと。

23　法人・事業所等の監査については、職員の増配置を行い、厳正な監査を行うこと。

24　生活保護の申請については、憲法に基づく適正な対応を行い、国庫負担率堅持を求めること。

①　これ以上の生活保護基準や各種加算について、改悪を行わないよう、国に求めること。

②　受給を求める市民には、申請用紙を窓口に置き、申請しやすくすること。

③　申請書提出以前に、個人のプライバシーに関する事柄を問いただすようなことをやめること。

④　緊急援護資金を増額し、申請手続きを簡素化すること。

⑤　ケースワーカーの配置については増配置を行い、国基準を厳守すること。

⑥　エアコンのない世帯にエアコン購入費の一部助成を行うこと

25　生活困窮者世帯の子どもへの学習支援事業を拡充するなど子育て支援として関係機関との連携をはかること。

26　石綿（アスベスト）の健康被害対策は以下の措置をとること。

①　石綿製品の製造及び使用した企業・事務所を調査し、その結果を公表し、企業に対して平成17年7月15日付け、厚生労働省通達（通715002号）通りに従業員及び退職者に健康診断の実施や石綿健康管理手帳の申請や労災手続きの説明を行うよう指導すること。

②　石綿製品の製造及び使用した企業・事務所の作業従事者や周辺住民などの健康被害について誠意をもって対応するよう指導すること。

27　貯水槽簡易水道の検査は100%実施すること。

28　ＪＲの高架駅（京口）・山陽電車の高架駅（西飾磨駅、夢前川駅）にエレベータの設置を行うこと。

29　太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔については、市民への周知・啓発の拡充と平和のモニュメントとして全国に向けさらなる発信を行うこと。

30　「動物施設のあり方検討部会」の報告書に基づき、殺処分を行わない「動物愛護センター」の設置など、動物愛護行政の推進を図ること。

経済観光委員会

産業局

＜重点項目＞

1　地域経済活性化のため、住宅リフォーム助成制度・店舗リニューアル助成制度を創設し、地元中小業者の育成に努めること。

2　姫路中央卸売市場の移転については、仲卸業者等利用者の要望・相談等に十分対応し、市民の食の安全を確保すること。

◆◆◆◆◆

1　労働者の健康と安定的雇用を守るため、以下のことを国に求めること。

①　正規と非正規労働者の「均等待遇」のルールを確立すること。

②　労働者派遣法を抜本的に改正し、派遣労働者保護法を制定すること。

③　残業代ゼロ制度と長時間労働を容認した「働き方改革法」は廃止すること。

④　最低賃金は全国一律とし、直ちに時給1000円とし早期に1500円をめざすこと。

2　工場立地促進条例は、限度額を設定するなど大企業優遇を見直し、予算を削減すること。

3　ブラック企業根絶のため、市内企業に対して、労働局や労働基準監督署と連携するなど、啓発を行うこと。

4　就職が困難な若者・社会的弱者に雇用機会を増やすよう企業・事業所にも要請するとともに、市としても公的就労機会を拡大すること。

5　ブラックバイト根絶のため、高校生・大学生などに労働関係法令の周知・啓発を推進すること。

6　労働組合地域センターへの助成及び各種審議会等の委員選出にあたっては、全ての労働団体に対し公平に行うこと。

7　中小企業振興基本法に基づき、中小企業振興条例を制定し、中小業者の支援を推進すること。

8　姫路市として市内中小業者への人材確保を支援すること。

9　「中心市街地活性化基本計画」に基づき中心市街地の活性化を図ること。特にヤマトヤシキあとについては所有者とその活用時期・活用方法など協議を行うこと。

10　姫路駅北にぎわい交流広場の運営にあたっては、透明性・公平性を保ち、市民の憩い・交流・活性化の場となるよう努めること。

11　姫路・西はりま地場産業センターについては、地場産業振興の拠点として一層の支援を行うとともに観光客に対してさらなるＰＲを行うこと。

12　市として農業の振興を図るため次の施策に取り組むこと。

①　生産を続けられる米価対策を国・県に求めること。

②　若い新規就農希望者や定年退職後の就農希望者に技術指導や経営指導・生活支援などを行うこと。

③　地場産農産物を育成し、品質のよい特産品として伝統野菜の生産を支援すること。

④　遊休農地を市民農園や福祉農園・学童農園など農業を体験できるよう有効活用を図ること。

⑤　市街化区域でも農業が続けられるよう、生産緑地制度を導入し、固定資産税を軽減すること。

13　鳥獣被害の実態を調査し、被害に応じた対策を行うこと。

14　森林整備に対する行政責任を明確にし、森林の持つ多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できる施策を推進すること。

15　瀬戸内海を漁場にもつ自治体として、藻場の育成や栽培漁業センターを強化し、漁業協同組合とも連携しながら「つくる漁業、育てる漁業」をさらに発展させること。

16　瀬戸内海の海苔の色落ちについて、国・県・市が共同で原因調査を行い、改善に取り組むこと。

17　農林水産業に対する台風・集中豪雨などによる農作物被害、農機具・資材・船や漁具などの被害補償を拡充するよう国に求めること。

18　瀬戸内の環境を守るため、これ以上の埋め立てを行わないよう県に求めること。

環 境 局

＜重点項目＞

1　原発からの即時撤退・地球温暖化防止の立場から、太陽光発電など自然エネルギーの活用を促進させるため、国・県に助成制度の再開を求めるとともに、市としても助成制度を継続すること。また、公共施設の新築・大規模改修時には太陽光発電設備を設置すること。

2　産業廃棄物処理行政においては姫路市産廃処理施設設置条例を生かし、住民への説明を徹底させるなど、業者に対して適切な指導をすること。また、産廃処理業者への行政処分・立ち入り検査等については環境省通達に基づき厳格に行うこと。

◆◆◆◆◆

1　原発ゼロの政治決断を国に求めるとともに、市独自で再生可能エネルギー・自然エネルギーの活用を図る具体策を進めること。

2　姫路市環境アセスメント条例を制定すること。

3　市内の環境調査については、大気・土壌・水質・海水・海底の調査地点・回数を増やし、環境保全をはかること。

4　公害防止条例を抜本的に改正し、企業責任の明確化、有害物質の総排出量規制の早期実現、企業負担による無過失賠償責任制の確立、住民の調査権、行政措置請求権など住民参加の公害防止行政を進めること。同時に、全ての環境に関わる情報の公開を行うこと。

5　降下煤塵の規制基準を定めることを国・県に求めること。市独自に定めている「好ましい環境条件の目安値（1k㎡当たり月３トン）」を事業者に厳守させること。

6　低炭素型社会をめざすため、市内の工場及び車両等の排出するCO^2を把握・公表し、削減目標を達成するよう監視・指導すること。

7　市内の産業廃棄物処理業者などの焼却炉について、ダイオキシン類等大気・土壌・排水の第三者による調査を義務づけること。

8　「エコパークあぼし」の安全対策については、今後とも建屋下を含めメタン・硫化水素等の有害物質や地盤沈下の測定と公表を継続するなど、強化を図るとともに、地震等災害への対策も強めること。

9　市内の産業廃棄物多量排出元事業者に対して、産業廃棄物の減量化・資源化の目標と実績を明確にさせること。また、市としても指導・監督を強化すること。

10　産業廃棄物処理行政においては姫路市産廃処分場施設設置条例を生かし、住民への説明を徹底させるなど、業者に対して適切な指導をすること。

特に宮ケ谷最終処分場については、改善命令の完全なる履行を図るよう指導すること。

11　リサイクルにおけるエコタウン事業については、環境調査を行い、情報公開と住民参画によって、環境保全・住民の安全と健康を守ること。

12　空き缶・ビン・ペットボトルなどの回収を企業の責任で行わせるよう国に強く求めること。

13　マイクロプラスチック汚染をなくすため、プラスチック製品やレジ袋などの利用規制を行うよう国に求めること。

14　ゴミステーションを安全な場所に設置するために用地を確保し、ステーションの整備を行うこと。

15　一人暮らしの高齢者・障害者のために可燃ごみの個別収集を行うこと。

16　ゴミ・廃棄物の不法投棄防止のためパトロールを強化し、適切な行政指導を行うこと。

17　砂浜など、自然環境の保全を進めるため積極的な施策を進めること。

大塩・的形・白浜の砂浜海岸の保全対策を強化し、海浜植物や生物を守る具体的施策を進めること。

18　公共施設での雨水利用の促進を図ること。

観光交流局

＜重点項目＞

1　国際観光都市として世界文化遺産・国宝「姫路城」を生かした観光政策を全国・世界に発信し、市民にとっても魅力ある観光都市をめざすこと。

2　文化コンベンションセンターの整備にあたっては「姫路市文化振興ビジョン」に基づき、姫路市民の文化活動など文化振興の拠点になるようにすること。また開館準備に向けては、文化団体等の意見を反映するとともに、文化国際交流財団の人員を増加し、引き続き体制強化を図ること。

◆◆◆◆◆

1　観光客の誘致やインバウンドに対応するため、滞在型観光の工夫をこらし、案内機能の充実、道路標識の改善・清掃美化を図ること。

2　「姫路城平成中期保存修理計画」に基づき、城の保存整備を推進すること。

3　文化芸術基本法に基づき、姫路市の芸術・文化施策推進のための条例を制定し、「地方文化芸術推進基本計画」を策定すること

4　市民の文化芸術・スポーツ活動への振興を図るため、新たな補助制度の広報・周知をおこない、市民の文化芸術・スポーツ活動の振興を図ること。

5　動物園の今後については幅広い市民意見の聴取と丁寧な議論を行うこと。

6　「姫路市スポーツ推進計画」に基づき、市民が気軽にスポーツに親しみ、体力の向上が図られるよう取り組むこと。

7　世界遺産姫路城マラソンの開催にあたっては、市民参画・おもてなしの心で行うとともに、全国により一層姫路を発信すること。

8　手柄山陸上競技場については、サッカーの一部リーグ公式戦に対応できるよう改修すること。

建設委員会

都 市 局

＜重点項目＞

1　老朽化した市営住宅については順次建て替え、高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。

2　特定目的住宅（旧地域改善住宅）の入居申し込みは、全て住宅課で行うこと。

3　一定の規模を超える太陽光パネルの設置については、業者の責任を明確にし、自然環境との調和を図ることを目的にした条例を制定すること。

4　公共交通空白地域の見直しを行い、市民参画でコミュニティバスなどを導入し、市民の生活の権利・移動の権利を保障すること。

5　JR 姫路駅に早急にホームドアの設置ができるよう取り組むこと。

◆◆◆◆◆

1　便利なところに市営住宅を建設し、国庫補助を増やすよう要求し、若年単身者も入居できるよう改善すること。

2　市営住宅について以下の対策を講じること。

①　民間住宅の借り上げも含め、高齢者及び障害者用の住宅を増やすこと。また、空き室の改修予算を増額し、入居待機者を減らすこと。老朽水道管及び排水管を早急に取り替えること。

②　賃減免制度の拡充を図ること。

3　播但線・姫新線については、車両編成を増やし山陽本線との接続の改善を図るなど利便性の向上を JR に求めること。

4　住民が安心して暮らせるまちづくりのために、パチンコ店及びゲームセンター、場外賭博券売り場等の規制に関する条例を制定すること。

5　戸建て住宅耐震化を推進するため、耐震改修促進事業の周知と補助金の拡充を図ること。

6　公共施設の耐震調査を促進し、建て替えや補強工事を急ぐこと。

7　老朽危険空き家対策については、制度の周知を図るとともに、柔軟な対応を

すること。

8　人口減少化社会を迎えるなかで、需要予測の甘い「播磨臨海地域道路網構想」の計画推進は、中止すること。

建　設　局

＜重点項目＞

1　全ての公共施設は高齢者・障害者が利用しやすいようにエレベーター・多機能トイレなどを設置し、バリアフリー化を推進すること。

2　市道の舗装・改修については市の責任で計画的に行うこと。

◆◆◆◆◆

1　県道太子御津線・大江島太子線・龍野線・宮田線の太子町域・夢前川右岸線の道路整備については早期実現を県に求めること。

2　市道鹿谷田線・網干 17 号線・都市計画道路城北線の道路整備の早期実現を図ること。

3　「バリアフリー新法」に基づき、全ての公共施設・主要駅・主要駅周辺道路は、バリアフリー化を推進すること。

4　里道の補修・改修については地元負担を廃止すること。

5　歩道の整備については、車イス使用者が安心して通行できる幅を確保するとともに、段差解消や傾斜にも配慮して、誰もが安心して利用できるようにすること。

6　「姫路市自転車利用環境整備基本計画」及び「姫路市の歩行者・自転車の安全・快適化計画」に基づき、自転車環境の整備を進めること。

7　「姫路市自転車等の駐車秩序に関する条例」に基づき放置自転車対策を進めるとともに駐輪場の整備を推進すること。あわせて JR 姫路駅周辺やお城周辺に単車がおける駐輪スペースを増設すること。

8　住民の安全安心のため、街路灯・カーブミラー等の整備を推進すること。また、歩道確保のため、側溝のふた掛け・危険防止柵など安全対策を推進すること。

9　都市計画の公園整備については住民意見を尊重し、「公園整備プログラム」にもとづき、推進・整備すること。

10　手柄山中央公園の整備については、住民意見を尊重し、新駅の設置など施設整備を推進すること。また、屋内プールの整備については子どもも含め一般市民が気軽に利用できるスペースも確保すること。

11　公園の遊具・砂場の管理を徹底し、樹木の剪定・除草やゴミ清掃をはじめ、

各種設備（水洗・多機能トイレ）の整備を図り、あわせて公園管理費の見直しを行うこと。

12　浜手緑地公園については、治安確保のため樹木の剪定や清掃は、実態に応じて行い、トイレ・ベンチ等の修理を行うこと。

13　街路樹の剪定・除草については、市の責任で計画的に行うこと。

14　垣内公園の周辺道路の整備は、地域要望に基づき早急に実現すること。

15　夢前中学校への進入道路の夢前中学校東線は、通学路にもかかわらず狭隘で事故が多いことから生徒と住民の安全のため、歩道を確保した道路に早急に整備・改善を行うこと。

16　河川公園を守るため管理体制の抜本的な改善を図ること。

17　市内の公共コンクリート構造物施設、特に１９６０年代以降の建設物を調査し、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、危険度の高いものから、順次修繕を行うこと。

18　河川のり面や市管理地の除草については、適切な管理を行うこと。

1　姫路駅周辺整備事業の推進については、21 世紀にふさわしい福祉・教育・環境を基本におき、中心商店街・地下街・駅西地区などと連携を図り、回遊性あるものとすること。

2　文化コンベンションセンター及び周辺施設等の整備については、工事の安全面にも配慮しながら計画どおり進めること。また市民や利用者にとっても使いやすく世界文化遺産姫路城のある都市にふさわしい建造物や都市空間になるよう整備すること。

3　駅南土地区画整理事業は住民の合意と納得のもと、スピード感をもって進めること。

4　姫路―英賀保間の新駅設置については、「手柄山中央公園基本計画」と整合性を図りながら、住民意見を反映し、設置に向け取り組みを進めること。

5　「姫路市鉄道駅周辺整備プログラム」に基づき、駅舎のバリアフリー化や駐輪場整備等推進すること。また御着駅については、駅南側の安全を確保しながら利便性を図ること。

下水道局

1　下水道料金については国の補助金の増額を求め、一般会計からの繰り入れで市民への負担増を行わないこと。

2　老朽下水道管の対策については、長寿命化計画を策定し、順次改築・更新を進めること。

3　旧市街地など、合流式の下水道は分流式に切り替えるとともに浸水対策を進めること。

4　皮革排水処理を事業者負担の原則をまげて公共下水道事業に組み入れた国・県の責任は重大である。皮革排水処理の市民負担をなくすため、原因者負担を基本としつつ、国・県の大幅な補助を求めること。

5　井戸水など地下水の使用事業者に対しては、下水への排水量を測定し適正な使用料金を求めること。

6　集中豪雨による市内各地の水害防止・浸水対策を講じること。

①　浸水地域をきちんと把握し、計画的に改善を図ること。

②　市川など堤防が低い部分については、堤防のかさ上げを行うよう県に要望すること。

③　浸水対策のため、土砂の浚渫工事を進めること。

④　排水路の地元負担については、軽減を図ること。

⑤　今在家・地蔵川・吉美など、改善が必要な排水ポンプ場の増強を進めること。

7　播磨高潮対策事業のうち、夢前川・水尾川合流点の漁船等の停泊地整備を早期に行うよう県に求めること。

8　海苔の色落ち対策のため、冬場の塩素濃度の調整を行うなど、産業局と連携を図ること。

水 道 局

1　水道料金については国の補助金の増額を求め、一般会計からの繰り入れで市民への負担増を行わないこと。

2　大規模事業者の地下水取水については条例等に基づき、適正に行われるよう指導・監視を行うこと。

3　県水道用水供給事業の長期責任受水制の再検討と、二部料金制の撤回を県に求めること。

4　市民に安全で良質な水を供給するためにも、これ以上の民間業務委託を行わないこと。

5　すべての水道管の維持補修・耐震化については「姫路市水道事業経営戦略」に基づき、推進すること。

6　日本製鐵・ダイセル・日触等のトンあたり４円 30 銭という工業用水の特権的低料金を改め、使用量に応じた累進料金体系の確立を要求し、工業用水の反復利用率を高めて大企業の水の浪費をなくし、市民の上水道の水資源確保を図ること。

7　自己水源の確保のため、地下水源の調査を全市的に行うこと。

文教・子育て委員会

教育委員会

＜重点項目＞

1　いじめ・体罰・不登校・学級崩壊等の深刻な状況から児童・生徒を守り、教員の多忙化を解消するために、以下のことを行うこと。

①　30人以下学級の早期実現を国・県に要求すること。

②　当面、市の責任で小学校高学年及び中学校にも少人数学級実現のため、教員を加配すること。

③　スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの増配置を行い、相談体制を強化すること。

④　スクールサポートスタッフの配置を全校に行うこと。

⑤　体罰を許さない取り組みを強化すること。

⑥　市の責任で新たな適応指導教室を設置するなど不登校対策に積極的に取り組むこと。

2　格差と貧困から子どもを守るため、文科省の通知を尊重し、就学援助制度の広報・周知・拡充を図ること。

3　「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、ノー部活デーの完全実施や外部指導者を活用するなど教員の多忙化解消を図ること。あわせて文科省の方針に基づき、部活動は週二日以上の休日を実施すること。

4　教職員の人権意識の向上を図ること。

5　市立小中学校の適正規模・適正配置は、情報公開・市民参画でていねいな議論を行うこと。

◆◆◆◆◆

1　義務教育費の国庫負担制度を堅持し、国庫負担割合を元に戻すよう国に求めること。

2　憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を進めること。

3　改定された教育委員会制度のもとにあっても、引き続き、教育の自主性と政治的中立性を堅持すること。

4　過度な競争教育を見直し、子どもの発達を保障する教育環境を整えること。

5　全国学力テストの廃止を国に求め、結果については学校ごとの公表はしないこと。

6　内心の自由、思想信条の自由を奪う「日の丸」「君が代」の押しつけは絶対に行わないこと。

7　教科書の採択にあたっては、教員や保護者の意見を十分反映し、歴史的事実を歪曲したり、基本的人権より国家秩序を優先する教科書は、今後とも採択しないこと。また公正公平な教科書採択を行うこと。

8　人権教育については、人権擁護推進法の終結をふまえ、特定地区を優遇したり、「同和教育」を重点とする取り組みは行わないこと。

9　平和教育については、平和資料館や太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔などを活用し、平和の尊さについて啓発すること。

10　不登校の子どもたちや、在日外国人などのための夜間中学校を開設すること。

11　児童生徒の定期健康診断後の受診率向上に努め、受診率の低い学校については、指導を行うこと。

12　学級担任など恒常的な業務には、臨時講師ではなく教諭を配置すること。また、臨時教職員の待遇を改善すること。

13　希望者のいる学校に特別支援学級を設置すること。全ての特別支援学級・障害児に市費介助員を増配置すること。またプール指導介助員の待遇改善を行うこと。

14　特別支援学級の１学級の上限を６人にし、学年に配慮した学級編制を行い、丁寧な指導ができるよう県に求めること。

15　書写養護学校については、次の改善を図ること。

①　実態にあった教諭・看護師・介助員の増配置を行うこと。

②　重度障害児がバス通学できるようにすること。

16　施設費・需用費・教材費については国基準を公表し、市独自でも基準を設定するなど、増額をはかること。

17　子どもたちの教育環境を整えるために、以下のことを早急に行うこと。

① 各学校にエレベーター・スロープ等を設置し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に障害児の在籍する学校には早急に対応すること。

② 特別教室や体育館への空調設備の設置を推進すること。

③ 各階に男女別トイレを完備するとともに洋式化を促進すること。

18 中学校部活動に対する公費負担の基準を引き上げ、保護者負担を軽減すること。

19 小学校給食は地産地消の自校方式を維持し、これ以上の民間委託は行わないこと。拠点化及び民間委託は行わないこと。また、「食育推進プラン」に基づき食育を推進すること。

20 中学校給食も地産地消を推進し、南部エリアにおいては安全対策をはかり、全員給食を早急に実施すること。また、「食育推進プラン」に基づき食育を推進すること。

21 子育て支援の観点から、小中学校給食の無償化を行うこと。また無償化するまでは文科省通知に基づき、速やかに給食費の公会計化を行うこと。

22 市立幼稚園については、幼児教育のスタンダードとしての責任を果たし、民間移管は行わないこと。

23 産業医の配置をはじめ、教職員の健康診断の科目を増やすなど健診内容の充実を図り、教職員が安心して働ける条件整備を行うこと。

24 教職員の病気療養にあたっては、児童・生徒の授業や学校運営に支障をきたさないよう病欠教職員の代替教職員をプール化し確保すること。

25 城郭研究センターは、姫路城を中心に、日本と世界の城閣の歴史と現状を研究・紹介する施設として独立させること。

26 城内図書館は中央図書館として、それにふさわしい整備を行うこと。また、図書購入費の増額と、図書館司書の採用を再開すること。

27 国指定史跡である瓢塚古墳については、歴史的価値にふさわしい保存を計画的に進めること。

28 太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔は登録有形文化財に指定されるよう国に求めること。

29 公民館は、住民自治を学ぶ場として社会教育法に基づき運営を行い、市長部局には移管しないこと。

こども育成部

＜重点項目＞

1　国の幼児教育・保育の無償化により、待機児童が生まれないよう、保育の質と量を確保すること。また、現在ある認定こども園の地方裁量型については、保育所型に移行できるように支援すること。

2　児童虐待防止のために、「こども家庭総合支援室」を中心に福祉部門と教育部門の連携強化を図ること。

3　こどもの貧困に対応するため、子どもの生活実態調査の結果に基づき、「こどもの貧困対策基本計画」を策定すること。

4　市として、児童相談所の設置にむけて、取り組むこと。

◆◆◆◆◆

1　子ども・子育て支援新制度は「子どもの権利条約」と児童福祉法の理念に基づいて、保育の公的責任を果たすこと。

2　認可保育所については保育単価を引き上げ、夜間・休日実施園を拡充するとともに、運営費助成を増額すること。

3　病児・病後児保育の広報・周知を図るとともに、医療機関併設型施設設置の拡充を行うこと。

4　子どもの貧困対策の一環として、食事も提供する「子ども食堂」など地域の居場所づくりに財政支援を行うこと。

5　放課後児童クラブは児童福祉法に則り、次の施策を推進すること。

①　運営は市が責任を持ち、希望者のいる小学校の全てで実施すること。

②　支援員の研修は全員を対象にし、内容を改善し充実すること。

③　時間給の増額など支援員の待遇改善を図ること。

④　育成支援の時間と支援員の勤務時間に差を設けるとともに、配置については、30人までは2人、それ以上は15人ごとに1人加配すること。

6　放課後児童クラブでの子どもたちの豊かな過ごし方を保証すること。